

(第90号議案)

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 (略)			第1条～第5条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 区長 ～ 16 区長	(略)		1 区長 ～ 16 区長	(略)	
17 区長	中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例(平成10年中野区条例第15号)第10条の規定による認証保育所その他の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの				
18 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
19 区長	外出の困難な身体障害者等に係るタクシー又はガソリン等の供給に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 区長 ～ 11 区長	(略)	(略)	1 区長 ～ 11 区長	(略)	(略)

1 2 区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報（法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報（同項に規定する介護保険給付等関係情報をいう。）、生活保護関係情報（同表9の項に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（同表13の項に規定する児童扶養手当関係情報をいう。）、 <u>障害者自立支援給付関係情報（法別表第2の8の項に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。以下同じ。）、</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報（同表26の項に規定する児童手当関係情報をいう。）又は学校保健
--------	--	---

1 2 区長	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報（法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報をいう。）、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報（同項に規定する介護保険給付等関係情報をいう。）、生活保護関係情報（同表9の項に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（同表13の項に規定する児童扶養手当関係情報をいう。）、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報（同表26の項に規定する児童手当関係情報をいう。）又は学
--------	--	--

		安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの
13 区長	保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報（法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの
14 区長	(略)	(略)
15 区長	中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例第10条の規定による認証保育所その他の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報

		校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの
13 区長	保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報（法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。）であって、規則で定めるもの
14 区長	(略)	(略)

		係情報又は障害者自立支援給付関係 情報であって、規則で定めるもの
17 区長	外出の困難な身体障 害者等に係るタクシ ー又はガソリン等の 供給に関する事務で あって規則で定める もの	地方税関係情報であって規則で定め るもの

別表第3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第3 (略)